

## 横浜美術大学内部質保証方針及び手続き

(2021年1月27日制定)

(2024年4月1日改定)

本学における建学の精神に則り、大学の目的と教育目標の実現に向けて、内部質保証を恒常的に機能させることを目的として、方針及び手続きを定める。

### 1. 内部質保証の方針

本学における建学の精神、目的、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入方針等に基づき、教育活動やその他の活動の自己点検・評価を行ったうえで、その結果を検証して改善することにより、質の向上に継続的に取り組むこととし、これを達成するため、仕組み（以下「内部質保証システム」という。）を構築する。また、この内部質保証システム自体の適切性、有効性についても定期的に点検・評価し、改善・向上に結びつける。

### 2. 内部質保証の実施体制、役割及び権限

#### (1) 実施体制

内部質保証の客観性を担保すること、及び内部質保証システムの適切化の観点から、「自己点検・評価の方針(項目)の策定、自己点検・評価における結果の検証、改善事項の監理等を行い、内部質保証の推進に責任を負う」組織と、「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとする。

#### ① 内部質保証の推進に責任を負う組織

学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、各委員会の委員長、研究室主任、事務局長等で構成する運営協議会を内部質保証の推進に責任を負う組織とする。運営協議会は、自己点検・評価の方針(項目)の策定、自己点検・評価における結果の検証、改善事項の監理、結果の公表を担う。また、この内部質保証システムに係る結果の検証及び改善についてIR室が支援を行う。

#### ② 自己点検・評価を行う組織

既に設置し、活動している自己点検・評価委員会を充てる。自己点検・評価委員会は、各委員会が行った自己点検・評価における結果の取り纏めと全学的な観点における自己点検・評価の実施を行う。

3. 大学基準による自己点検・評価を担う委員会

- (1) 内部質保証推進に責任を負う組織・・・・・・・・・・運営協議会
- (2) 全学的な観点から自己点検・評価を担う組織・・・自己点検・評価委員会
- (3) 大学基準に基づく自己点検・評価を担う組織

大学基準	章	担当委員会
理念・目的	1	運営協議会
内部質保証	2	運営協議会
教育研究組織	3	教務委員会
教育課程・学習成果	4	教務委員会
学生の受け入れ	5	(学生募集) 広報企画委員会 (入学者選抜) 入学試験委員会
教員・教員組織	6	(教員組織) 人事委員会 (FD) FD推進委員会
学生支援	7	(学生支援) 学生委員会 (就職支援) キャリア支援委員会
教育研究等環境	8	(施設整備) 総務課 (図書館) 図書委員会
社会連携・社会貢献	9	地域連携センター
大学運営・財務	10(1)	(運営方針) 運営協議会 (予算) 法人事務局 (組織編制) 法人事務局 (SD) 総務課
	10(2)	法人事務局

#### 4. 内部質保証の手続き

学長は、自己点検・評価、その結果の検証、改善事項の監理、結果の公表、及び内部質保証システムの検証に係る最高責任者として、全学的な立場から内部質保証を推進する。

学長は運営協議会に、自己点検・評価の方針(項目)の策定、自己点検・評価委員会にその方針に基づいた自己点検・評価の実施を依頼する。

自己点検・評価委員会の指示に基づき、各委員会は自己点検・評価報告書(素案)を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会は、各委員会の自己点検・評価の結果を踏まえ、全学的観点から自己点検・評価を行い、自己点検・評価報告書(案)を取り纏める。運営協議会は、この自己点検・評価報告書(案)を精査、発出した改善事項についても検討し、横浜美術大学自己点検・評価報告書(以下「報告書」という。)を作成する。この報告書に改善計画書を付して学長に報告を行う。

学長は、報告書及び改善計画書を精査し、改善の必要性を認めた場合は、運営協議会に対して期限を定めたとえで改善活動を行うことを指示する。なお、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については必ず指示を行うこととする。この指示を受けた運営協議会は、当該事項を所管する委員会に期限内に改善を行うこと、及びその活動状況について運営協議会に報告することを指示する。当該委員会は指示された改善活動を行うとともに、状況を運営協議会に報告する。このとき、改善事項が法人に係る内容等、大学が所管する以外であった場合は学長と理事長が協議し対応を行う。

運営協議会は、改善事項の進捗管理、その達成状況について検証を行い、改善計画報告書を学長に提出する。学長は、報告書及び公表が必要と判断した情報を本学ウェブサイト等に公表する。

学長は、内部質保証システム自体の適切性、有効性についても定期的に検証するために、外部評価委員会に評価を依頼する。ここで得た評価内容を運営協議会で報告するとともに、改善事項があった場合には、改善指示を行い、本学ウェブサイト等に公表することとする。

以上